



平成23年 第3回臨時会

会 議 録

(平成23年5月10日)

枕 崎 市 議 会

平 成 2 3 年
枕崎市議会第3回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1日間（5月10日）
2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
5月10日 (火)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 議長の選挙について 4 副議長の選挙について 5 議席の指定について 6 会議録署名議員の指名 7 会期について 8 常任委員の選任について 9 議会運営委員の選任について 10 休 憩 11 再 開 12 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について 13 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について 14 南薩地区消防組合議会議員の選挙について 15 南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について 16 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について 17 休 憩 18 再 開 19 議案上程(日程第13号―第16号) 20 提案理由の説明 21 質疑、討論、表決 22 報告(日程第17号―第18号) 23 追加議案上程(日程第19号―第20号) 24 提案理由の説明 25 質疑、討論、表決 26 閉 会

		委員会	前 9 : 56	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会 1 議会運営委員会
--	--	-----	----------	-------------------------------------

本 会 議 第 1 日

(平成23年5月10日)

平成23年枕崎市議会第3回臨時会

議事日程（第1号）

平成23年5月10日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		議長の選挙について	
2		副議長の選挙について	
3		議席の指定について	
4		会議録署名議員の指名	
5		会期について	
6		常任委員の選任について	
7		議会運営委員の選任について	
8		各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告について	
9		南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	
10		南薩地区消防組合議会議員の選挙について	
11		南薩介護保険事務組合議会議員の選挙について	
12		農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者の推薦について	
13	30	専決処分の承認を求めることについて	
14	31	専決処分の承認を求めることについて	
15	32	専決処分の承認を求めることについて	
16	33	固定資産評価員の選任について	
17	報1	枕崎市立病院事業会計予算繰越計算書について	

18	報2	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	
追加 19		枕崎市議会報調査特別委員会の設置について	
追加 20		継続調査の申し出について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長
日 高 孝 学校教育課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
迫 野 豪 水道課長
山 口 英 雄 税務課長
上 園 信 一 課税係長
神 山 芳 文 職員係長
東中川 徹 行政係長
山 口 太 行政係主査

山 口 英 夫 教育長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
本 田 親 行 財政課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
今給黎 和 男 健康課長
田野尻 武 志 監査委員
竈 原 正 二 財政係長
中原田 修 二 危機管理対策係長
永 江 靖 博 秘書広報係主査

午前 9 時 30 分 開議

○依積田義信臨時議長 一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

平成23年第3回臨時会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

これから、会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付のとおりであります。

日程第1号議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信臨時議長 ただいまの出席議員数は16人です。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信臨時議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信臨時議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信臨時議長 これから、開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に城森史明議員、立石幸徳議員、豊留榮子議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○依積田義信臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、依積田義信議員9票、立石幸徳議員7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4,000票であります。

ただいまの選挙の結果、私、依積田義信が議長に当選いたしました。

ここで、議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

[依積田義信議長 起立]

○依積田義信議長 ただいまの議長選挙によりまして、私が議長に選任されました。身の引き締まる思いがいたします。これから、議会の活性化あるいは議会改革のために誠意を持って、一生懸命取り組んでまいります。どうかひとつ、議員諸氏の御協力、御指導をよろしくお願いを申し上げまして、あいさついたします。ありがとうございました。

[依積田義信議長 着席]

○依積田義信議長 次に、日程第2号副議長の選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの出席議員数は16人です。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願います。
投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信議長 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信議長 これから、開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に今門求議員、清水和弘議員、茅野勲議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○依積田義信議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票14票、無効投票2票。
有効投票中、新屋敷幸隆議員14票。
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、3,500票であります。
よって、新屋敷幸隆議員が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました新屋敷幸隆議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。
それでは、ごあいさつをお願いいたします。

[新屋敷幸隆副議長 登壇]

○新屋敷幸隆副議長 皆さん、どうもありがとうございました。議長同様、ほんとに身の引き締

まる思いでございます。私は、先ほどの立候補のときに、所信を述べましたとおりですね、さらなる議会の活性化とまた皆さんとともに研さんを積み、努力をしたいと思っております。皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

○依積田義信議長 ただいま議長、副議長が決定いたしましたので、先例により1番及び16番の仮議席の交代をお願いいたします。

次に、日程第3号議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

次に、日程第4号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員に立石幸徳議員、牧信利議員を指名いたします。

次に、日程第5号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第6号常任委員の選任についてであります。委員の選任については委員会条例第5条第1項の規定により、総務文教委員会委員に、今門求議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、依積田義信議員、立石幸徳議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、牧信利議員。

産業厚生委員会委員に、茅野勲議員、中原重信議員、畠野宏之議員、豊留榮子議員、城森史明議員、新屋敷幸隆議員、禰占通男議員、清水和弘議員。

以上の方をそれぞれ指名いたします。

次に、日程第7号議会運営委員の選任についてであります。議会運営委員の選任については委員会条例第5条第1項の規定により、沖園強議員、今門求議員、中原重信議員、城森史明議員、茅野勲議員、牧信利議員を指名いたします。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前10時3分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8号各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果報告についてであります。先ほど各委員会で委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教委員会委員長に今門求議員、同じく副委員長に沖園強議員。

産業厚生委員会委員長に茅野勲議員、同じく副委員長に中原重信議員。

議会運営委員会委員長に沖園強議員、同じく副委員長に今門求議員がそれぞれ選任されました。

次に、日程第9号南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願ひます。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 依積田義信議長** 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 依積田義信議長** 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 依積田義信議長** 開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に禰占通男議員、城森史明議員、沢口光広議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。
投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票16票、無効投票0票。
有効投票中、依積田義信議員5票、吉嶺周作議員4票、牧信利議員2票、立石幸徳議員2票、豊留榮子議員1票、今門求議員1票、吉松幸夫議員1票。
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、1,333票であります。
この結果、依積田義信議員と吉嶺周作議員は当選と決定いたしました。牧信利議員と立石幸徳議員は得票数が同数であり、いずれもその得票数は法定得票数を超えております。よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選人はくじで決定することになりました。
牧信利議員及び立石幸徳議員にくじを引いていただきます。くじ……（「あの……」という者あり）選挙の途中でございますので。（「はい」という者あり）まだ、選挙の途中でございますので。
くじの手続について、申し上げます。
まず、くじを引く順序を抽選棒で決め、その順序にしたがって当選人を定めるくじを抽せん器で引いていただくことにいたします。
当選人は数字の1番といたします。ただいま申し上げました2人の方は登壇を願います。（「2番」という者あり）
まず、くじを引く順序をお決め願います。（「発言ができないんですか」という者あり）選挙の途中でございます。（「だから、申告する前に……私、辞退をしたいんです」という者あり）だめです。どうぞくじを引いてください。（「2番、これは辞退は認められないんですか」という者あり）
結果がまだ出ていませんので、辞退というのはできません。
暫時、休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

- 依積田義信議長** 再開いたします。2人にくじを引いていただきます。2人の方は登壇をお願い

いたします。(「2番、くじを辞退します。くじを引いて当選して、また辞退とおかしくなりま
すから、くじを辞退します。もう当選を辞退します」と言う者あり)

それでは、牧信利議員、くじを引いてください。(「くじを引くこと自体がそういう意図がある
と……」と言う者あり)(「不規則発言じゃないの」と言う者あり)(「休憩中でしょ」と言う者あ
り)

ただいまの選挙において、立石幸徳議員から辞退する旨の申し出がありましたので、牧議員が
当選人と決定いたします。

ただいま当選されました俵積田義信議員、吉嶺周作議員、牧信利議員に会議規則第30条第2項
の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第10号南薩地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○俵積田義信議長 ただいまの出席議員数は16人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記
載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○俵積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○俵積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○俵積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○俵積田義信議長 開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に畠野宏之議員、吉松幸夫議員、沖園強議員を指
名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○俵積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、中原重信議員4票、沢口光広議員4票、俵積田義信議員2票、立石幸徳議員2票、
城森史明議員1票、豊留榮子議員1票、今門求議員1票、牧信利議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1,333票であります。

この結果、中原重信議員と沢口光広議員は当選と決定いたしました。俵積田義信議員と立石

幸徳議員は得票数が同数であり、いずれもその得票数は法定得票数を超えております。よって、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第2項の規定により、当選人はくじで決定することになりました。

俵積田義信議員及び立石幸徳議員にくじを引いていただきます。くじの手続について、申し上げます。まず、くじを引く順序を抽せん棒で決め、その順序に従って、当選人を決めるくじを抽せん器で引いていただくことにいたします。当選人は、数字の1番といたします。

ただいま申し上げました人の方は、登壇を願います。

[予備抽選]

○**俵積田義信議長** ただいまのくじの結果、俵積田義信議員、立石幸徳議員の順にくじを引くことになりました。

抽せん器によって、くじを引いていただきたいと思えます。それでは、ただいまの順序に従い、くじを引いていただきます。

[本抽選]

○**俵積田義信議長** 抽選の結果を報告いたします。俵積田義信議員が当選のくじを引かれました。よって、中原重信議員、沢口光広議員、俵積田義信議員が南薩地区消防組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました中原重信議員、沢口光広議員、俵積田義信議員に会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第11号南薩介護保険事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙の定数は、3人であります。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○**俵積田義信議長** ただいまの出席議員数は16人です。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に、被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○**俵積田義信議長** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○**俵積田義信議長** 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○**俵積田義信議長** 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**俵積田義信議長** 開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に中原重信議員、吉嶺周作議員、牧信利議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○**依積田義信議長** 投票の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票。

有効投票中、依積田義信議員5票、禰占通男議員4票、立石幸徳議員3票、豊留榮子議員2票、今門求議員1票、清水和弘議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1,333票であります。

よって、依積田義信議員、禰占通男議員、立石幸徳議員が南薩介護保険事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました依積田義信議員、禰占通男議員、立石幸徳議員に会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

次に、日程第12号農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験者を有する者の推薦についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、茅野勲議員の退席を求めます。

[茅野勲議員 退席]

○**依積田義信議長** 議会の推薦する農業委員会委員に欠員1名が生じ、これに伴い市長から推薦依頼がありました。

お諮りいたします。

茅野勲議員を農業委員に推薦してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、学識経験を有する農業委員として、茅野勲議員を推薦することに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時3分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第13号から第16号までの4件を一括議題といたします。

副市長に提案理由の説明を求めます。

[地頭所恵副市長 登壇]

○**地頭所恵副市長** 現在、市長が病氣療養中でありますので、私のほうから説明を申し上げます。

今回の選挙によりまして、新たに議員となられた6名の方々を含めまして、16名の方々が市民の支持と信任を得られましたことを心からお喜び申し上げます。

新しい議会の体制も整いましたところで、私どもも市民に開かれた市政を目指して懸命に頑張ってまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、人事案件1件、報告事項2件の計6件であります。このうち、報告事項を除く4件について、説明を申し上げます。

まず、議案第30号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に限って暫定的に引き上げを行っていた出産育児一時金の支給額について、同年4月から恒久化されたことに伴い、枕崎市国民健康保険条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであ

ると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の議案第31号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額が引き上げられたことに伴い、枕崎市国民健康保険税条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第32号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、東日本大震災被災者支援事業及び被災地への職員派遣を実施するため、平成23年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

次の、議案第33号固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員西之原修が平成23年3月31日をもって辞任したことに伴い、山口英雄を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから、質疑を行います。質疑は会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○15番 牧信利議員 日程14号、議案31号の専決処分の承認を求めることについて、幾つかお尋ねします。

まず、今回の改正での影響を受ける世帯数。今回の引き上げによっての影響額、それから3番目は、この課税限度額を超える世帯が幾らあるのか。全体の世帯との中での割合は幾らになっているのか、まず、以上です。

○山口英雄 税務課長 今回、国民健康保険税条例におきましては、基礎課税額を従来の50万から51万円に、それから後期高齢者支援金等課税額につきまして13万円から14万円に、それから介護納付金課税額の限度額につきまして、10万円から12万円にというふうに引き上げたところでございます。

お尋ねの、まず、影響世帯数と額でございますけれども、まず、基礎課税分につきまして、これはまだ平成23年度の課税の基礎となる平成22年中の所得について確定しておりませんので、平成22年度の課税に用いました平成21年分所得におきます状況で申し上げますけれども、基礎課税分につきましてが47世帯、45万2,000円程度の負担増というふうになります。それから、後期高齢者支援金等分につきましては83世帯、77万円程度の負担増というふうになります。それから、介護納付金分につきましては69世帯の114万1,000円程度の負担増ということになります。それから、今回の改定後におきます限度額超過世帯数でございますけれども、改定後におきましても、今回限度額を引き上げましたけれども、限度額引き上げ後におきましても基礎課税分につきまして45

世帯、それから後期高齢者支援金分につきまして改定後におきまして69世帯、それから介護納付金分につきまして51世帯がまだ、改定後の限度額を超過する世帯というふうになっております。

○15番 牧信利議員 日程15号の議案32号の専決処分の承認を求めることについてですが、この職員派遣状況について御報告をいただきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 職員の災害派遣地への支援職員の派遣につきましては、宮城県の石巻市に4月11日から派遣をいたしております。予定では、4月11日から6月2日まで2名体制で4班に分かれまして延べ8名を派遣をする予定であります。

今現在、第3班の2名が現地で業務を行っております。現地での業務につきましては、市の災害関係の災害支援金の支給あるいは弔慰金の支給、そういった事務にあたっているということでもあります。

○依積田義信議長 次に、立石幸徳議員。

○2番 立石幸徳議員 私は、日程第15号、議案32号この一般会計補正の第1号ですね。ただいまも少しその、職員の派遣状況で質疑がありましたけど、この点については去る4月8日だったと思いますが、統一地方選前に全員協議会で若干の説明はいただいたんですが、ここに計上されております支援金ですね、945万。この積算根拠といいたしめようか、どういった積算によって本市の支援金が計上されているのかですね。それと、類似都市あるいは他市の支援金の状況はどうなっていたのか、この点について説明をいただきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 支援金の積算の内訳でありますけれども、まず移動費用につきましては1人5万円ということですが、積算としましては12世帯4名ということで積算をしております。それプラス、ホームステイにつきましては児童・生徒10名、それに保護者10名の20名ということで積算をしております。移動費用につきましては、合計で340万円ということで計上しております。

それから、生活一時金であります。これにつきましては避難世帯が12世帯4人ということで、単価が5万円ということで計上しております。

ホームステイにつきましては、児童・生徒が10名。これは、1人2万5,000円ということで計上しております。合計で生活一時金の支援金が265万円ということでお願いをしております。

それから、教育一時金であります。これにつきましては市内の学校に転校してくること、あるいは幼稚園・保育園に入ることということですが、児童が12世帯の2人ということで24名、それからホームステイにつきましては10名ということで、34名ということで340万円を計上しております。合計で945万円ということでお願いをしております。

○2番 立石幸徳議員 そうしますと、今現在の実態と、この今、予算額の明細との照合といいたしめようか、実態との照合ではこの予算計上はどういうふうに執行されているのかですね、今後の見込み等も含めて、この予算額で妥当なのかあるいは再補正の必要があるのか、実態との関係の説明をいただきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 今現在ですね、枕崎市に避難して来ましたのが被災地から……、被災地と言っても福島県原発の20キロ圏内に家があって、避難指示を受けた方なんですけれども、その一家が避難して来ておまして、それが一家4名に対しまして移動費用、生活一時金それから教育一時金それぞれ合計で1世帯に50万円支給をいたしました。今後につきましてはですね、例えば石巻市に船籍を持つ海外まき網船の事務所を枕崎に移転したいという、そういった希望を持っている会社もございまして、その事務員の方が被災者であるということも聞いておまして、そういう方が来られた場合には支給になっていくのではないかとこのように思っております。

現地にですね、枕崎市の支援情報というのを派遣職員を通じてチラシも入れさせてもらって、避難所にも置かせてもらっているんですが、それと後、東北3県の宮城、岩手、福島3県の災害対策本部にもですね、メール、ファックスで情報を流していただけないかということもお願いをしておりますが、具体的にどれぐらい来るのかという見込みはちょっとわかりかねているところ

でありまして、この予算で足りるかどうかというのはちょっと今の時点では、はっきり申し上げることはできません。

○2番立石幸徳議員 今、海まき船の船籍移動ですね、この点については予算と何か関係が出てくるんですかね。そしてその、この予算的な問題というよりも、海まき船が船籍を移動しますと、課税上の問題は出てこないのかですね。つまり普通、一般的に資産を移動しますと当然、固定資産にかかわるような課税というのが発生するということが予想されるんですけどね。そういった状況というのは、税務当局ではどういうふうにつかんでいるのか。その海まき船の移動について、詳しく説明をいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 海まき船の話は、そういう話もあるという段階でありますので、正式決定ではないということは認識をお願いしたいと思います。

それから、支援金との関係はですね、事務所を移転した場合に石巻市から事務員がこちらに転入してくると。こちらに居を構えるということで、その事務員の方々が被災者であるというのを聞いているところです。ですので、向こうに今現在、家が住めない状況だということを聞いておりますので、その方々に対しては本人及び家族が来られた場合は支援金の対象になっていくということになります。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。（「12番」と言う者あり）（「税務の課税のほう、答弁漏れですよ」と言う者あり）

○山口英雄税務課長 船籍の本市への移管の件につきましては、先ほど総務課長から答弁がありましたとおりでございまして、私どものほうも把握していないところであります。仮定の話になってしまいますけど、船籍が移管した場合の税の影響というのにつきましては、その話がですね、今後具体的に進展するかわかりませんが、そうした状況を見て、全部対応したいというふうに思っています。

○2番立石幸徳議員 判然としないんですが、そうしますと海まき船の移動、移籍については現段階では事務所が……、海まき船の漁業会社の事務所が本市に移転する。こういった見通しだと。現時点では、そういう確認でよろしいんですか。

○永留秀一総務課長 そういう話が、相談が、水産商工課のほうに寄せられたということでありまして。具体的にそういう、石巻市にある海まき船の事務所を枕崎に移転する場所があるかと、そういう相談が寄せられていると、そういう段階であります。

○2番立石幸徳議員 最後にしときますけど、海まき船所属はですね、東北3県が圧倒的に多いんですよ。ですから、これが口火を切りますと、ある意味ではどつとですね、本市に事務所を移転するという可能性も出てきますよね。そうしますと、いずれにしましても良し悪しは別にしまして、大きな影響が出てくると思いますので、その辺はしっかりと課税上の問題、あるいは今言った支援の対策の問題、当局においてはしっかりと把握して議会のほうにもお伝えをいただきたいと思います。

○依積田義信議長 次に、沖園議員。

○12番沖園強議員 私のほうでも、ただいまの32号関係について1点だけお尋ねしておきますけど、今回、支援事業として県単事業を含んでの一般財源での対応ということなんですけど、今後の支援体制について、例えば交付税との絡みもあるんですが、金融財政需要額として補足されていくのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○本田親行財政課長 東日本大震災関係の交付税措置につきましては、4月8日に地方公共団体に対して交付すべき平成23年度の特別交付税額の決定及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令の施行、それから特別交付税に関する省令の一部を改正する省令が施行されまして、今後、応援職員についての経費それから被災者受け入れ、被災者児童受け入れについて、応援経費についてと特別交付税のほうで措置される予定でございまして。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**16番新屋敷幸隆議員** 先ほど海まき船の話が出ましたけど、私は以前、議会でも言ったんですけど、家族の受け入れもですけど、いわゆる企業ですよ。今、テレビやらメディアで見ていると、主要な部品メーカーとかいろんなものがですね、東北に集中してしまっていて、それが壊滅的な影響で、たとえば今、枕崎でいえばですね、たばこの品切れがすごいですよね。そういうことで、ひとつ臨空団地やら何やらまだまだ空きがありますんでですね、その辺の企業の誘致もですね、あわせて私は皆さんにインターネットを通じて宣伝してもらえばなあと。それと、全国に13ある特三の漁港なんですよ。そこの特異性、特殊性も生かしてですね、いろんな企業、いろんな方々にですね、アンテナを高くして情報を発信していただきたいと思っております。

○**依積田義信議長** 回答がいきますか。

○**地頭所恵副市長** 震災に伴います企業の移転等につきましての御質問でございますが、なかなか微妙なものもございまして、あまり積極的に企業誘致を働きかけるといってもなかなか難しい状況もございまして、私どもとしましては特三漁港を持つ特殊な条件も持っているというようなことがございますので、そういう移転を考えているですね、企業がございましたら枕崎の情報が得られるような形で取り組みをしたいと考えておまして、現在も県の産業立地課のほうにですね、そういった特に水産関係とかの会社等の問い合わせ等が来たときには、私どものほうにも情報をいただきたいというようなお話をするなど、情報の収集それから情報の発信に意を用いてまいりたいと考えております。

○**依積田義信議長** これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

[討論希望者挙手]

○**依積田義信議長** 豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 私は日本共産党市議団を代表しまして、議案第31号枕崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の改正は、市民への新たな負担を拡大するものでありますので、反対します。今までにも、公的年金控除の縮小ですとか、老年者控除の廃止などによって収入減は変わらないのに、所得額が上がったということが背景にあると思います。民主党政権は、国保の広域化とか医療保険の一元化を掲げて、その内容は自公政権時代の小泉構造改革による社会保障削減路線をそのまま引き継いでいるものです。昨年5月に、厚労省通達で広域化等支援方針の策定については自治体による一般財源の繰り入れ解消を迫り、また保険料値上げに転化したいとする内容です。政府がねらっている広域化とは社会保障における国の責任を棚上げをして、市民にはさらなる国保料の値上げか、それがいやなら医療を制限するような最悪の医療改悪につながっていきます。安心な国保制度にするには、高すぎる国保料が滞納を増加させ、国保財政の悪化がさらなる国保料の値上げという悪循環を断ち切ることが必要です。

政府がねらう広域化方針は撤回させ、国が減らし続けてきた国庫負担を元に戻して、国保財政を抜本的に強化することが今必要だと考えます。以上で、反対討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第13号から第15号までの3件は、起立により採決いたします。

まず、日程第13号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 全員起立であります。

よって、議案第30号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第14号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第15号は、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 全員起立であります。

よって、議案第32号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第16号は、無記名投票で行います。

日程第16号固定資産評価員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○依積田義信議長 ただいまの表決権を有する議員は15人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は、投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○依積田義信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○依積田義信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じて、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○依積田義信議長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○依積田義信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に立石幸徳議員、豊留榮子議員、今門求議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○依積田義信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成14票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第33号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第17号枕崎市立病院事業会計予算繰越計算書及び日程第18号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、副市長に報告を求めます。

[地頭所恵副市長 登壇]

○地頭所恵副市長 報告事項第1号枕崎市立病院事業会計予算繰越計算書について及び報告事項

第2号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、説明を申し上げます。

この2件は、平成22年度枕崎市立病院事業会計予算の建設改良費及び平成22年度枕崎市水道事業会計予算の建設改良費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告について、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第19号枕崎市議会報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

市議会報の編集等の調査研究を行うため、枕崎市議会報調査特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から3名ずつ選出された6名とする。

また、設置期間は調査終了までとし、その調査に要する経費は総額でおおむね7万円以内とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、ただいま設置することが決まりました枕崎市議会報調査特別委員会の委員の選任を行います。

枕崎市議会報調査特別委員会の委員に、委員会条例第5条第1項の規定により、豊留榮子議員、清水和弘議員、禰占通男議員、沢口光広議員、吉嶺周作議員、吉松幸夫議員を指名いたします。

次に、お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第20号継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出については、配付してあります申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会において議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成23年第3回臨時会を閉会いたします。

午前11時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会臨時議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 牧 信 利